

令和2年（集）第1号 簡易確定手続開始申立事件

申立団体 特定非営利活動法人消費者機構日本

相手方 学校法人東京医科大学

## 債権届出書

令和2年11月5日

東京地方裁判所 民事20部合議係 御中

債権届出団体代理人

弁護士 鈴木 敦 士

弁護士 本 間 紀 子

弁護士 白 井 晶 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

届出消費者 別表記載のとおり

貼用印紙額 89万1000円（届出債権891個）

## 請求の趣旨

- 1 相手方は、債権届出団体に対し、別表記載の各届出債権を有する各届出消費者のために、各届出債権に対応する同表「届出債権の内容及び原因」欄の「損害賠償金」欄及び「遅延損害金」欄記載の金員を支払え。
- 2 仮執行宣言

## 請求の原因

- 1 別表記載の各届出債権を有する各届出消費者（以下「本件各届出消費者」という。）は、同表「試験区分」欄記載の入学試験に、同表「起算日」欄記載の日までに出席し、入学検定料及び受験票送料を支払った。
- 2 相手方は、受験生の女性、浪人生、高等学校コード51000番以上であるといった属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うにもかかわらず、いずれの入学試験においても、募集要項に、これらの属性による得点調整を行うことを記載していなかった。

個々の消費者の事情により因果関係が認められない場合を除き、この説明義務違反と入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料及び特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用との間には、因果関係が認められる。

これらについては、債権届出団体と相手方との間の共通義務確認訴訟（御庁平成30年（ワ）38776号）において確認された。

- 3 本件各届出消費者は、属性により得点調整をされることが出願時にわかっていたら、出席をすることはなかったものであり、個々の消費者の事情により因果関係が認められない事情はない。
- 4 (1) 本件各届出消費者は、「入学検定料」及び「受験票送料」欄記載の金員を相手方に支払ったほか、「送金手数料」及び「出願書類郵送料」欄記載の金員を支払い、同額の損害を被った。  
(2) さらに、本件各届出消費者はこれらの損害を回復するため対象債権を届け出るには、自ら届け出ることには法律上認められておらず申立団体に、必ず授権しなければならない。そこで、本件各届出消費者は、令和2年10月10日までに債権届出団体に授権をし、「報

酬及び費用」欄記載の報酬及び費用を支払うことを約した。そのため、「報酬及び費用」欄記載の額の損害を被った。

- (3) 特定適格消費者団体の報酬及び費用については、特例法65条4項6号において、算定方法が消費者の利益の擁護の見地から不当でないことが必要とされている。このため、特定適格消費者団体の認定に際して、同法66条2項8号により報酬及び費用の算定方法を記載した書面を提出することとされている。

この書面である申立団体の費用・報酬規程では、消費者庁の定める「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」に従い、「報酬及び費用」を「手続参加のための費用」と「債権届出より後の手続に関する費用及び報酬」に分けて規定している。

- (4) そして、費用・報酬規程では、「手続参加のための費用」については、①共通義務確認訴訟に要した費用や通知公告費用などを届出消費者の人数で除した額と②債権届出に要する印紙代となっている。

もっとも、債権届出に要する印紙代については、特例法49条によりその負担を定めるべきものであるので、別表の「手続参加のための費用」に計上しないこととした。手続参加のための費用のうち①の費用は、債権ごとではなく届出消費者ごとに発生するため、同一の届出消費者が複数の対象債権を届け出る場合には、もっとも早く発生した債権に手続参加のための費用を割り振った。

なお、①の額については、授權契約書では、9400円を上限とする旨記載したが、費用・報酬規程の定めに従い再計算したところ、5799円となったので、同額を別表の「手続参加のための費用」に計上した。

- (5) 「債権届出より後の手続に関する費用及び報酬」については、報

酬は費用・報酬規程の上限と同じく、授権契約において、分配額の6パーセントを上限とした。費用は費用・報酬規程上は債権額に応じて案分するものと届出消費者ごとに発生するものがあるが、同規程に定める費用及び報酬を合計した上限の範囲内で、費用及び報酬を合計して、分配額の20パーセントを上限とする旨授権契約で定めている。

費用の額は、これから発生するものであり分配時に確定するものであるから現時点では明らかでない。そのため、授権契約で定めた上限による外ないが、授権契約では分配額に対する割合で規定されている。分配額には、入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料のほか、相手方から費用報酬として受領した額及び支払時までの遅延損害金が含まれるために、上限額も現時点で明らかにならない。

そこで、本来の債権届出より後の手続に関する費用及び報酬の額以下の金額となることが明らかな、入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料及びこれらについての届出期間満了日である11月10日までの遅延損害金の20パーセントを「債権届出より後の手続に関する費用及び報酬」として個々の届出債権について計上した。

- 5 よって、債権届出団体は、相手方に対し、本件各届出消費者のために、「損害賠償金」欄記載の不法行為に基づく損害賠償金及びこれに対する不法行為の日あるいはその後である「起算日」欄記載の日から支払い済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。 以上